

発行所

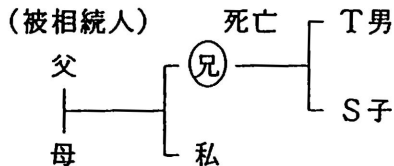
株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 代襲相続

Q：今年の5月に父が死亡しました。子供は私と兄の2人でしたが、兄は3年前に亡くなっています。父を中心とする家系図は次の図ですが、相続人は誰になるのでしょうか。



A：相続税においては、代襲相続という制度があります。代襲相続とは、被相続人の子が相続開始以前に死亡したときは、その死亡した子の子、つまり被相続人の孫に相続権があるという制度です。その孫を「代襲相続人」といいます。

その孫が既に死亡している場合は、孫の子つまり被相続人のひ孫に相続権があります。

また、被相続人に子がなく、父母は故人の場合は兄弟姉妹に相続権がありますが、その兄弟姉妹も既に死亡している場合には、その子つまり被相続人の甥や姪に相続権があります。ところが、この甥や姪が既に死亡しているときには、甥や姪の子は再代襲できません。

子が死亡している場合は、子、ひ孫と再代襲が続くこととなりますが、兄弟姉妹の場合は、代襲相続は1回きりで、甥や姪までとなります。

ご相談の場合は、お兄様のお子様であるT男さんとS子さんが代襲相続人となります。従って相続人はお母様、ご相談者、T男さん、S子さんの4人です。

